

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 10 月 1 日作成)

[所管：都市計画推進部 住宅課]

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	高齢者の居住の安定確保に関する法律	8-1	登録の拒否	B
2	高齢者の居住の安定確保に関する法律	26-1 26-2	登録の取消し	B
3	高齢者の居住の安定確保に関する法律	27	所在不明者等の登録の取消し	B
4	高齢者の居住の安定確保に関する法律	38-1 38-2	指定登録機関の指定の取消し	B
5	高齢者の居住の安定確保に関する法律	69	終身建物賃貸借事業に関する改善命令	B
6	高齢者の居住の安定確保に関する法律	70	終身建物賃貸借事業の認可の取消し	B
7	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	11-1	登録の拒否	B
8	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	23-3	登録事業者に対する指示	B
9	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	24-1 24-2	登録の取消し	B
10	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	35-1 35-2	指定登録機関の指定の取消し	B
11	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	55	居住安定援助賃貸住宅事業に関する改善命令	B
12	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	56-1 56-2	居住安定援助計画の認定の取消し	B
13	市営住宅条例	9	入居決定者の決定の取消し	B
14	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	5 条の 4	マンション管理計画の不認定	B
15	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	5 条の 9	マンション管理に関する改善命令	B
16	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	5 条の 10	マンション管理計画の認定の取消し	B
17	市営住宅条例	32	社会福祉事業等に活用する公営	B

			住宅の使用許可の取消し	
1 8	地方自治法	244 の 2-11	指定管理者の指定の取消し	B

不利益処分の処分基準

処 分 名		登録の拒否
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 8 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		登録の取消し
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 26 条第 1 項、第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		所在不明者等の登録の取消し
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 27 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		指定登録機関の指定の取消し
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 38 条第 1 項、第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		終身建物賃貸借事業に関する改善命令
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 69 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		終身建物賃貸借事業の認可の取消し
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 70 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		登録の拒否
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 11 条第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		登録事業者に対する指示
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 23 条第 3 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		登録の取消し
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 24 条第 1 項、第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		指定登録機関の指定の取消し
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 35 条第 1 項、第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		居住安定援助賃貸住宅事業に関する改善命令
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 55 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		居住安定援助計画の認定の取消し
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 56 条第 1 項、第 2 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		入居決定者の決定の取消し
根拠法令及び条項		市営住宅条例第 9 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		マンション管理計画の不認定
根拠法令及び条項		マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第 5 条の 4 第 1 項各号に適合しないとき
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	第 5 条の 3、第 5 条の 5
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		マンション管理に関する改善命令
根拠法令及び条項		マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第 5 条の 9
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		マンション管理計画の認定の取消し
根拠法令及び条項		マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第 5 条の 10
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 総務企画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用許可の取消し
根拠法令及び条項		市営住宅条例第 32 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処 分 名		指定管理者の指定の取消し
根拠法令及び条項		地方自治法第 244 条の 2 第 11 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 住宅課 住宅管理係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	(審査基準 非設定の理由) 判断基準が法令の定めに尽くされているため
	参考事項	
備考		